

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国・地域別	指定No.	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 [A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:自治体が検討]					国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 [a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他]		対面協議 [ I:実現が可能となったもの II:実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの III:要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの IV:見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの]	内閣府記載欄			
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の取し書き	対応			理由等		
																							内閣府コメント
215	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	高山型サービス施設支援事業	地域共生ホーム(高山型サービス)施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	高齢者、障害者、児童等様々な利用者を同時にケアする高山型サービスでは、職員の負担が大きいことから、介護報酬上、「地域共生加算(仮称)」の新設を求める。	1回目	厚生労働省老健局振興課	介護保険法	C		介護報酬は、国費や2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容は介護保険制度の根幹に關わるもの、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を経て全国一律の基準として決定されるべきものであることから、特区制度の特の中で地域限定的に特例を認めることはできない。		C	・近年、高齢者の利用が依然として主であるものの、高山型サービスにおける障害者(児)の利用ニーズが増加しており、それが介護保険サービスと基準該当障害福祉サービスの報酬差から事業運営を不安定している。このまま地域のニーズに応えれば、サービス提供が成り立たなくなる懸念があり、富山県が目指す身近な地域での共生(高山型サービス事業所数28140箇所、H33200箇所)の実現が極めて困難となる。そこで、障害福祉サービスの報酬や介護報酬において地域共生加算(仮称)を創設することにより、高山型サービスの運営安定化だけでなく、高山型サービスに取り組む高齢者サービス事業所の拡大を図るべきとする。			厚生労働省から、介護報酬は全国一律のものであり、地域共生加算(仮称)の創設や地域限定的な特例を認めることはできない、と回答されているところである。	IV
											2回目	厚生労働省老健局振興課 社会・看護局 障害保健福祉部 障害福祉課	介護保険法 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C		介護報酬等は、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を経て決定されるものであり、特区制度による財政支援措置としては対応できない。		C	・「まち・ひとしとこ創生総合戦略」では、「高齢者福祉、障害福祉、児童福祉など各制度に基づきサービスが個別に提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要がある」として、機能・サービスを集約化して「小さな拠点」「多世代交流・多機能型拠点」の形成推進を図っている。一方で、介護報酬等の改定により、高齢者サービス事業所はすべてが収入不足の状態に陥り、経営が成り立たない状況に陥りつつある。この状況下でも、介護報酬を維持し、サービスの提供を継続させることは、高齢者の生活の質を向上させることにつながる。また、介護報酬の改定により、介護報酬が低下している施設は、介護報酬の低下により、介護報酬の低下による経営悪化が懸念される。このため、介護報酬の改定に際しては、介護報酬の低下による経営悪化を防止するための措置を講ずることが必要である。また、介護報酬の改定に際しては、介護報酬の低下による経営悪化を防止するための措置を講ずることが必要である。また、介護報酬の改定に際しては、介護報酬の低下による経営悪化を防止するための措置を講ずることが必要である。			一方、富山県としては、地域共生加算(仮称)の創設を求めているが、これは制度間のギャップを埋めようとする提案であり、特区に限らず全国展開が望ましいものと考えていることから、厚生労働省において対応の可否について再度検討の上、引き続き協議を行うこと。	
216	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	高山型サービス施設支援事業	地域共生ホーム(高山型サービス)施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	基準該当事業所は、指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行った場合、基金事業において都道府県知事が必要と認めている基準により実施される送迎を除き、報酬上の加算が適用されていない。そのため、送迎に係る加算だけでなく、指定障害福祉サービスで適用されるその他の加算を、基準該当サービスでも適用するよう求める。	1回目	厚生労働省社会・看護局 障害保健福祉部 障害福祉課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C		基準該当障害福祉サービスについては、指定障害福祉サービスとしての基準を満たしていなくても、介護保険事業所等の人員基準、設備基準等を満たしている場合に、市町村の裁量で、障害福祉サービスの実施を可能とする特例的な性格を持つものである。一方、報酬の加算は、指定障害福祉サービスとしての基準を満たした上で、追加の支援や質の高いサービスを提供する事業者を上位で評価するものであり、基準該当障害福祉サービスに対して加算を行うことは適当ではない。また、基準該当障害福祉サービスについては、定員超過の場合や人員欠数の場合の減算も行わないこととしており、それにより、指定障害福祉サービスとの公平性を確保している。また、報酬は、全国一律のもので決定されるべき性質のものであるため、そもそも、特区において特例的に加算を算定できるようにする取扱いが適当ではない。		C	・「まち・ひとしとこ創生総合戦略」では、「高齢者福祉、障害福祉、児童福祉など各制度に基づきサービスが個別に提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要がある」として、機能・サービスを集約化して「小さな拠点」「多世代交流・多機能型拠点」の形成推進を図っている。一方で、介護報酬等の改定により、高齢者サービス事業所はすべてが収入不足の状態に陥り、経営が成り立たない状況に陥りつつある。この状況下でも、介護報酬を維持し、サービスの提供を継続させることは、高齢者の生活の質を向上させることにつながる。また、介護報酬の改定により、介護報酬が低下している施設は、介護報酬の低下による経営悪化が懸念される。このため、介護報酬の改定に際しては、介護報酬の低下による経営悪化を防止するための措置を講ずることが必要である。また、介護報酬の改定に際しては、介護報酬の低下による経営悪化を防止するための措置を講ずることが必要である。また、介護報酬の改定に際しては、介護報酬の低下による経営悪化を防止するための措置を講ずることが必要である。			厚生労働省から、介護報酬等は特区制度による財政支援措置としては対応できないとの見解が示された。これに対し富山県は、介護報酬等の改定により、高山型サービス事業者は高齢者サービス事業者に比べて収入が少なく、安定した事業運営が見込めないところ、厚生労働省が、「まち・ひとしとこ創生総合戦略」で掲げる「小さな拠点」の形成推進を、どのように進めていくか見解を求めている。しかし、今回の協議の中で結論を得ることには困難であることから、いったん協議を終了する。	IV
											2回目	厚生労働省社会・看護局 障害保健福祉部 障害福祉課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C		指定障害福祉サービスについては、厚生労働省令で定める人員基準、設備基準及び運営基準を満たすとともに、障害者総合支援法において、都道府県知事等に対し、指定事業者に対する勧告、命令、指定の取り消し及び効力の停止等の処分に関する権限を付与していることから、基準該当サービス以上に質の確保や虐待の防止等が図られるとされている。		C	・「まち・ひとしとこ創生総合戦略」では、「高齢者福祉、障害福祉、児童福祉など各制度に基づきサービスが個別に提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要がある」として、機能・サービスを集約化して「小さな拠点」「多世代交流・多機能型拠点」の形成推進を図っている。一方で、介護報酬等の改定により、高齢者サービス事業所はすべてが収入不足の状態に陥り、経営が成り立たない状況に陥りつつある。この状況下でも、介護報酬を維持し、サービスの提供を継続させることは、高齢者の生活の質を向上させることにつながる。また、介護報酬の改定により、介護報酬が低下している施設は、介護報酬の低下による経営悪化が懸念される。このため、介護報酬の改定に際しては、介護報酬の低下による経営悪化を防止するための措置を講ずることが必要である。また、介護報酬の改定に際しては、介護報酬の低下による経営悪化を防止するための措置を講ずることが必要である。また、介護報酬の改定に際しては、介護報酬の低下による経営悪化を防止するための措置を講ずることが必要である。			厚生労働省において、報酬の特例措置を講ずることの可否について、代替案の提示も含め再度検討の上、引き続き協議を行うこと。	